

保育士資格に係る児童福祉法等の特例(地域限定保育士試験の実施)

～「地域限定保育士」の創設～

(国家戦略特別区域限定保育士事業 平成27年9月1日 特区法第12条の5)

特例措置前

- 保育士試験は毎年1回のみ都道府県が実施している(制度上回数制限は設けていない)。
- 厚生労働省から都道府県に年2回の実施について通知するも実施が進まない。

(規制の根拠)

児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第18条の8第2項

保育試験は、毎年1回以上、都道府県知事が行う

ニーズ

- 全国的に保育士が不足しており、そのことが待機児童問題解決の妨げとなっている。

特例措置

- 保育人材の確保に向けて、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、3年間当該区域内のみで保育士と同様の資格として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する。

制度の概要

- ・登録日から3年間は資格を得た事業実施区域内のみ有効の「地域限定保育士」制度を創設(3年が経過した日以降は通常の保育士と同様、全国の保育所等で勤務可能)。
- ・都道府県が通常試験を2回以上又は地域限定保育士試験を実施しない場合、特区内の政令市が地域限定保育士試験を実施することができる。
- ・実技試験を実技講習に代えることができる。また地域限定保育士試験と、通常保育士試験の合格した科目は相互に次回の保育試験で免除期間中に限り免除となる。

効果

- 地域における保育士の確保に一定程度寄与することが期待される。